

令和7年度 第3回

## 魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年6月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

## 令和7年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏 名       | 備 考     |
|---|---|----|-----------|---------|
| ○ |   | 1  | 大 塚 寛     |         |
|   | ○ | 2  | 貝 瀬 正 美   |         |
| ○ |   | 3  | 高 橋 祐 次   |         |
| ○ |   | 4  | 小 岩 孝 徳   | 議事参与の制限 |
| ○ |   | 5  | 韭 澤 芳 子   |         |
| ○ |   | 6  | 井 口 恒 一 郎 |         |
| ○ |   | 7  | 星 仁 右 ヱ 門 |         |
| ○ |   | 8  | 星 野 幸 夫   |         |
| ○ |   | 9  | 佐 藤 洋 一   |         |
| ○ |   | 10 | 浅 井 典 裕   |         |
| ○ |   | 11 | 小 幡 中 治   |         |
| ○ |   | 12 | 阿 達 正     |         |
| ○ |   | 13 | 吉 田 久     |         |
| ○ |   | 14 | 穴 沢 勝 也   |         |
| ○ |   | 15 | 櫻 井 信 夫   |         |
| ○ |   | 16 | 佐 藤 陽 二   |         |
| ○ |   | 17 | 瀧 澤 悟     |         |
| ○ |   | 18 | 桑 原 正 文   |         |
| ○ |   | 19 | 上 村 喜 久 雄 |         |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏 名     | 備 考 |
|---|---|---------|-----|
| ○ |   | 星 野 崇   |     |
| ○ |   | 星 野 巧   |     |
| ○ |   | 櫻 井 紀 彦 |     |
| ○ |   | 菅 井 智 弥 |     |

## 令和 7 年度

## 第 3 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 7 年 6 月 2 5 日

| 日 程 | 議案番号                                                                      | 付 議 事 件                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   |                                                                           | 開会宣言 14 時 30 分<br><br>報告事項<br>会務報告<br>部会報告                                                                                                                                                                          |
| 2   |                                                                           | 議事録署名委員の指名について<br><br>13 番 吉田 久 委員<br><br>16 番 佐藤 陽二 委員                                                                                                                                                             |
| 3   | 報告第 1 号<br>報告第 2 号<br>報告第 3 号                                             | 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について<br>農地法第 3 条の 3 の規定による届出について<br>農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について                                                                                                                        |
| 4   | 議案第 1 号<br>議案第 2 号<br>議案第 3 号<br>議案第 4 号<br>議案第 5 号<br>議案第 6 号<br>議案第 7 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について<br>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について<br>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について<br>農地法の適用を受けない事実確認の決定について<br>魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について<br>農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について<br>令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |
| 5   |                                                                           | その他<br><br>閉会宣言 15 時 30 分                                                                                                                                                                                           |

## 令和7年度 第3回魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年度第3回魚沼市農業委員会総会は、令和7年6月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

本日の出席状況でございますが、議員定数19名のうち欠席の届けにつきましては、議席番号2番の貝瀬正美委員から欠席届け出いただいております。欠席1名ということで、出席者数18名ということで会は成立いたします。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして定数に達しておりますので、ただ今から令和7年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、初めに上村会長からご挨拶いただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長  
（挨拶）

### 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程に沿って進めさせていただきます。

まず、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特に報告事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会につきましても特に報告事項はございません。

議 長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項につきまして縷々報告がありましたが、ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号13番吉田久委員及び議席番号16番佐藤陽二委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は9件、24筆、14,007㎡の届け出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由としては、契約内容の変更、賃借人に売却、第三者に利用権設定、非農地の申請、賃貸人が耕作、第三者に売却のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目をとおしていただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号の農地法第3条の3の規定による届出について、今月は27件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は2件の届け出がありました。

|       |      |                           |
|-------|------|---------------------------|
| 整理番号1 | 申請人  | *****                     |
|       | 申請地  | ***** 田 80 m <sup>2</sup> |
|       | 転用目的 | 農機具格納庫敷地                  |

|       |      |                            |
|-------|------|----------------------------|
| 整理番号2 | 申請人  | *****                      |
|       | 申請地  | ***** 田 160 m <sup>2</sup> |
|       | 転用目的 | 農作業所及び農機具格納庫敷地             |

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第3号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、所有権移転贈与2件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件です。

|       |      |       |       |                            |
|-------|------|-------|-------|----------------------------|
| 整理番号1 | 申請地  | ***** | 田ほか4筆 | 合計 2,471.27 m <sup>2</sup> |
|       | 権利種別 | 所有権移転 | 売買    | *****円                     |
|       | 譲受人  | ***** |       |                            |
|       | 譲渡人  | ***** |       |                            |

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は高齢により耕作が困難であり、この度、耕作者である譲受人と売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

|       |      |       |    |                      |
|-------|------|-------|----|----------------------|
| 整理番号2 | 申請地  | ***** | 田  | 1,972 m <sup>2</sup> |
|       | 権利種別 | 所有権移転 | 売買 | *****円               |
|       | 譲受人  | ***** |    |                      |
|       | 譲渡人  | ***** |    |                      |

申請地は1枚の田んぼの一部であり、この度、譲渡人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

|       |      |       |       |                       |
|-------|------|-------|-------|-----------------------|
| 整理番号3 | 申請地  | ***** | 田ほか1筆 | 合計 964 m <sup>2</sup> |
|       | 権利種別 | 所有権移転 | 贈与    |                       |
|       | 譲受人  | ***** |       |                       |
|       | 譲渡人  | ***** |       |                       |

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人と譲受人は親戚であり、申請地は譲渡人が高齢で耕作ができず、譲受人により耕作されてきましたが、この度、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農

業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田ほか8筆 合計 6,810 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 贈与  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、農業を始めるためです。譲渡人と譲受人は親子です。この度、譲受人が農業を始めるため、農地を贈与することによって申請がありました。譲受人は父の農業を手伝ってきた経験もあり、また農業に対して意欲的であり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか4筆 合計 3,085 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \*\*\*\* 円/10 a  
契約期間 令和7年6月25日から令和17年6月24日 10年  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請内容は、申請地が圃場整備事業により、現在一時利用地指定の仮地番の通知を受けており、本登記まで日数を要するため、従前地での売買を行い、所有権を移転するものです。譲受人は農業経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田 324 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \*\*\*\* 円/10 a  
契約期間 令和7年6月25日から令和17年6月24日 10年  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請理由は、貸付人が高齢で耕作出来ないため、借受人と貸借契約をする話がまとまり申請があったものです。借受人は大型機械を所有しており、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7番は、農業者年金受給のための使用貸借権再設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号1番から7番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第1号議案については以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号1番ですが、譲受人と譲渡人は以前は隣同士に住んでいました。位置図でいうと地図整理番号1の3の所に住んでおりまして、隣が譲受人の自宅があるという関係でありました。その他につきましては事務局の説明のとおりであり

ますので、問題はないと思います。以上です。

高橋祐次委員

整理番号2番ですが、先日、譲受人と面会して話を聞きましたら、昨年もう1筆あったところを購入し、今回その残りの1筆を購入して、5反歩のところを今まで借りて耕作をしていたんですけども、それを売買するということで、事務局の説明のとおりですので、問題ないと思います。

小岩孝徳委員

整理番号3番ですが、6月20日に現地確認をしたところ、現地は奇麗に耕作されておりました。譲受人は譲渡人から当該農地を借りており、近くに譲受人の圃場があるので、集約のため、贈与の話になったとのことでした。譲受人は今後も耕作を続けていくとのことでしたので、本件は問題ないものと思われます。

櫻井信夫委員

整理番号4番ですが、6月20日、21日の両日、関係者と面接及び現地確認を行いました。譲受人の申し立てによりますと、10年契約で新潟県農林公社から助成を受けていたわけですが、本年5月31日をもって契約が終了したものの、年齢が高齢ということもあり、自分で農業を継続することが困難であることから、市内に居住している息子に農業経営を委ねることになり農地を贈与した。しかし息子さんは農業の経験はあるものの、会社勤めをしている現状から、知人の農業経営者の指導を受けながら農地の一部を作付けし、今後も指導を受けながら贈与を受けた農地も耕作する予定ということで、本人と面接し、その意思を確認したもので、今後とも農業を継続するものと認められます。以上です。

桑原正文委員

整理番号5番、6番ですが、両者と6月21日に電話で確認をし、翌日現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、現在実施中の伊米ヶ崎中央地区の基盤整備に伴う集積の絡みの移動でありますので、問題ないと思います。ただ、譲渡人の面積が減っているのは、将来的に規模縮小をするということで、一時利用地の面積が減っておりますが、これも譲受人は了解済みでありますので、問題ないと思います。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局の説明並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関わる整理番号3番・4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に関わる整理番号5番・6番について、申請どおり許可

してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定にかかる整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から7番まで、特に問題なしということで許可をいたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

|       |      |                            |       |                          |
|-------|------|----------------------------|-------|--------------------------|
| 整理番号1 | 申請地  | *****                      | 畑ほか2筆 | 合計 101.88 m <sup>2</sup> |
|       | 申請人  | *****                      |       |                          |
|       | 転用目的 | 駐車場敷地                      |       |                          |
|       | 申請概要 | 宅地と一体的利用とした駐車場             |       |                          |
|       | 農地区分 | 第2種農地                      |       |                          |
|       | 判断理由 | 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため |       |                          |

申請人が居住する自宅の対面にある申請地について、駐車場敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、昭和63年頃の道路改良に係る買収事業により面積が狭くなり、また形状も耕作しづらい状況となったことからその際にコンクリート舗装をし、対面にある自宅の駐車場及び車寄せとして利用をしていました。そのため始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号整理番号1番につきまして、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

貝瀬委員が欠席ということで、委員から事前に確認報告がありました。事前に事務局から貝瀬委員に説明をしたところ、6月21日に現地確認をし、事務局の説明どおりであったということでご報告を受けています。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。

なお、整理番号3番につきましては議事参与の制限がありますので、先に整理番号1番、2番、4番を説明いたします。

|       |      |                          |   |                    |
|-------|------|--------------------------|---|--------------------|
| 整理番号1 | 申請地  | *****                    | 田 | 720 m <sup>2</sup> |
|       | 借受人  | *****                    |   |                    |
|       | 貸付人  | *****                    |   |                    |
|       | 転用目的 | 店舗及び倉庫敷地                 |   |                    |
|       | 申請概要 | ＊＊等の販売店舗及び倉庫敷地           |   |                    |
|       | 農地区分 | 第3種農地                    |   |                    |
|       | 判断理由 | 都市計画法に規定する用途地域が定められているため |   |                    |
|       | 権利種別 | 賃借権設定                    |   |                    |

借受人が申請地において、＊＊等の販売店舗及び倉庫敷地として利用するため申請があったものです。

なお、本件は貸付人及び借受人が事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、昭和58年9月から＊＊事業のための店舗及び倉庫を建築して利用しておりましたが、相続の後、契約を確認した際に土地登記簿も確認したところ、転用申請がされていないことが判明しました。当時の担当者は既に亡くなっていることから、原因等は不明ではありますが、この度始末書が提出され、追認の案件として申請がなされました。

今後の利用については、これまで通り、借受人が店舗及び倉庫敷地として利用するとのことです。

なお、借受人が既に利用している申請地に隣接した敷地 2 筆については、昭和 58 年 1 月に 5 条転用許可を得ていることを申し添えます。

整理番号 2    申請地        \* \* \* \* \*    田    36 m<sup>2</sup>  
                  譲受人        \* \* \* \* \*  
                  譲渡人        \* \* \* \* \*  
                  転用目的    一般住宅敷地  
                  申請概要    車庫敷地及び花壇敷地として宅地の拡張  
                  農地区分    第 3 種農地  
                  判断理由    申請地の概ね 500m 以内に魚沼市役所広神会館及び市立広神中学校があるため  
                  権利種別    所有権移転    贈与

譲受人が申請地において、車庫敷地及び花壇等敷地として利用したいため申請があったものです。

なお、本件は譲受人が事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、譲受人の父が亡くなった平成 21 年以前より譲渡人から借り受け、車庫を建築し、花壇としても利用していました。現在申請地に隣接する \* \* \* \* \* 線において、拡幅工事が進められていることから、この度転用申請を提出し、譲り受けることとしたものです。

今後の利用については、これまで通り、車庫及び花壇敷地として利用するとのことです。

整理番号 4    申請地        \* \* \* \* \*    畑ほか 2 筆    合計 2,325 m<sup>2</sup>  
                  借受人        \* \* \* \* \*  
                  貸付人        \* \* \* \* \*  
                  転用目的    施設建設工事用仮設ヤード  
                  申請概要    やいろの里増築及び改修工事のための仮設ヤードの設置  
                  農地区分    農用地区域  
                  判断理由    一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替が無い  
                  権利種別    賃借権設定

申請地は岡新田地内の農用地です。やいろの里の増築及び改修工事に伴う現場事務所、駐車場、資機材の仮置き場及び搬入路として、工事区域に隣接する申請地に工事用仮設ヤードとして一時転用をするものです。

なお、本件につきましては、本年 3 月 25 日開催の第 12 回総会、報告第 3 号において報告しました、障害者支援施設「やいろの里」増改築に伴う駐車場及び農作業実習地移設整備の事案に関連するものであり、周辺関係者からの同意も得ており、工事完了後は現状の農地に復帰することを誓約しております。

整理番号 1 番、2 番及び 4 番についての説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

#### 阿達正委員

整理番号1番ですが、借受人とお話しました。事務局の説明のとおり、42年前の時に詳細は不明ですが、転用の手続きをしなかったために、今申請をするということだそうです。以上です。

#### 小幡中治委員

整理番号2番ですが、6月21日に矢久保推進委員と一緒に譲渡人と譲受人及び代理人行政書士に立ち会っていただきまして、現地確認を行いました。道路の拡張に伴い、譲渡人の土地が狭く、小さくなっており、またその土地に譲受人の車庫もあるため、今回贈与することになったものです。譲渡人は以前より整理したいと考えていたもので、今回の申請をしたということでございます。他は事務局の説明どおりで問題になるような点也没有。

#### 桑原正文委員

整理番号4番ですが、5月28日に借受人の担当の方が見えられて、お話をいただきました。内容については事務局の説明のとおりです。6月16日に現地も確認させてもらいましたが、準備のために耕作されておりませんので、何ら問題ないかと思えます。

#### 議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号整理番号1番、2番、4番については異議なしと認め、許可いたします。

続いて、整理番号3番のほうをお願いいたします。

#### 事務局（櫻井主任）

次の整理番号3番についてであります。議事参与の制限により、小岩孝徳委員はご退席いただきます。

（小岩孝徳委員退席）

|       |      |                          |   |                    |
|-------|------|--------------------------|---|--------------------|
| 整理番号3 | 申請地  | *****                    | 田 | 294 m <sup>2</sup> |
|       | 譲受人  | *****                    |   |                    |
|       | 譲渡人  | *****                    |   |                    |
|       | 転用目的 | 駐車場敷地                    |   |                    |
|       | 申請概要 | 駐車場4台                    |   |                    |
|       | 農地区分 | 第2種農地                    |   |                    |
|       | 判断理由 | 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地である |   |                    |

ため

権利種別 所有権移転 売買

譲受人は現在、申請地向かいの地において農業関連の事業を営んでおりますが、所有する車の台数が増え、既存の駐車場では手狭となったため、申請地を転用し、隣接する自己所有地と繋げて駐車場敷地として利用するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第3号整理番号3番について、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号3番ですが、6月20日に志田推進委員と2人で現地を確認してまいりました。申請地は資料の平面図にあるように、農業をやるには非常に狭い感じがしておりました。現時点でここは作付けはされておられません。譲受人の現駐車場と隣接しておりまして利便性が良いため、駐車場として譲受人が使用したいとのことでした。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。

議 長（上村会長）

整理番号3番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第3号整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、3筆、合計754㎡です。

|        |                             |                                                                                                                                                                                            |
|--------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 1 | 申請地<br>新地目<br>申請者<br>非農地の原因 | ***** 畑 105 m <sup>2</sup><br>原野<br>*****<br>前所有者が昭和 55 年に南側に隣接する宅地に住宅を新築して以降、日当たりが悪くなり、また、近くに**川があり、湿地帯となったことから、耕作放棄地となった。現所有者が相続をしたが、県外に居住しているため耕作も困難。現況は雑草雑木が繁茂している状況。以上のことから耕作不適・耕作不便。 |
| 整理番号 2 | 申請地<br>新地目<br>申請者<br>非農地の原因 | ***** 田ほか 1 筆 合計 649 m <sup>2</sup><br>原野<br>*****<br>両地ともに約 20 年前頃より耕作放棄となっており、雑草が繁茂し、隣接西側は林野化している状況。また、利用していた水路も崩壊しており、周辺農地にあっても耕作放棄地となっている状況。以上のことから耕作不適・耕作不便。                          |

以上、2 件につきまして、現地確認の状況から変更同意するものと考えます。  
説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番・2 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 5 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 21 ページをご覧ください。

議案第 5 号、魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は編入 2 件につきまして意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

従いまして、変更案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

整理番号 1    申請人    魚沼市今泉 1488-1    魚沼市土地改良区  
                  申請地    別紙「編入土地一覧表（赤土地区）」のとおり  
                                合計 241 筆    66,532.01 m<sup>2</sup>  
                  変更理由    県営経営体育成基盤整備事業（赤土地区）施工に伴う  
                                編入

申請地の圃場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地等を農用地区域に追加編入することについて、意見を求められたものです。

整理番号 2    申請人    魚沼市今泉 1488-1    魚沼市土地改良区  
                  申請地    別紙「編入土地一覧表（中家・池平地区）」のとおり  
                                合計 15 筆    3,814.73 m<sup>2</sup>  
                  変更理由    県営経営体育成基盤整備事業（中家・池平地区）施工  
                                に伴う編入

申請地の圃場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地等を農用地区域に追加編入することについて、意見を求められたものです。

以上、2 件の編入につきまして説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは特にないようですので、採決に入ります。

議案第 5 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号 1 番・2 番について、申請どおり異議なしと決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは異議なしとして、決定をいたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 6 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の 31 ページをご覧ください。

議案第 6 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和 7 年 6 月 11 日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19

条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、この計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定） 件数 45 件  
筆数 75 筆  
面積 58,862.73 m<sup>2</sup>

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年8月29日からとなります。  
ご審議よろしくお願いします。

議 長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

事務局（星野事務局長）

事務局から1点補足させていただきます。4月の農業委員会の際に今回の議案書にも記載がありますが、権利の種類の欄に、一括方式という記載がございます。そもそも一括方式のことについてはまだ説明していなかったのですが、簡単に言いますと、貸し手と受け手の権利設定を一括して行う、そういった仕組みのことでありまして、これまた売買とか実際の賃借とかでもって様々な説明がまた補足であるんですけども、簡単に言うとそのようなことでご理解いただければと思います。

議 長（上村会長）

ありがとうございます。先般もそういう話がありました。双方によって売買なり、権利、使用権、貸借等々するということを含めて一括方式ということだそうでございます。皆様方から何かご質問特にないでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第7号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の 39 ページをご覧ください。

令和 6 年度農業委員会の農地利用の推進の状況その他事務の実施状況を決定いただき、今後公表してよろしいかの意見を求めるものであります。

40 ページをご覧ください。農業委員会の状況につきましては、令和 6 年 4 月 1 日現在の状況を記載してあります。

41 ページの 1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積をご覧ください。中段に③実績があります。今年度末の集積率の目標 70.5%に対して実績は 70.1%となっており、目標に対する達成状況は 99.4%ですので 100%を下回っていますが、おおむね目標どおりということになっております。

続きまして（2）遊休農地の発生防止・解消であります。42 ページの中段の④その他になります。農業委員の点検結果として 7 月から 8 月に重点農地パトロールを実施していただき、日常活動の中でも農地の見守り活動に努めていただきました。

（3）新規参入の促進についてになります。43 ページ上段をご覧ください。③実績になりますが、こちらは 1 経営体の参入があり、地域の担い手として期待されるところであります。

同じページの 2 最適化活動の活動目標（2）活動強化月間の設定として目標どおり年 3 回実施しております。

44 ページにいきまして、（3）新規参入相談会への参加になりますが、目標どおりの実績 1 回となっております。

下段の「目標の達成状況の標語」であります。これは、各目標の達成度合いが点数化されまして、点数に応じて結果が入力されるものとなっております。農業委員会全体の評価としましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価になっております。

45 ページにつきましては令和 6 年度の許可事務の処理件数等の事務の実施状況報告となっております。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（上村会長）

議案第 7 号につきまして、事務局の報告・説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

この部分につきましては、令和 6 年度の活動状況等々ということであります。一番下段のほうではそれぞれ農業委員、推進委員の活動の日常実績報告等々も取りまとめてあります。引き続き日常の活動については、些細なことでも報告を上げて実績としていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（特になし）

特になければこのような内容で、これも農業会議等々からの指示内容等ひな形もありますけれども、以上のようなことで公表するということで決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## その他

事務局（星野事務局長）

- ・魚沼促成山菜の昨シーズンの販売実績について
- ・視察研修について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告事項並びに議案等々事項につきまして、全て慎重審議をいただきました。以上を持ちまして終了させていただきます。

（時刻は 15 時 30 分）

上記会議の内容は、令和 7 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和     年     月     日

魚沼市農業委員会

議 長

---

議席番号     1 3 番

---

議席番号     1 6 番

---